

伊達市「だってちゃん」使用取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、伊達市の友好交流都市である千葉県白井市から提供を受けたマスコットキャラクター「だってちゃん（以下「キャラクター」という。）」を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(キャラクターに関する権利)

第2条 キャラクターに関する著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条（複製権）、第23条（公衆送信権等）、第26条の2（譲渡権）、第26条の3（貸与権）、第27条（翻訳権・翻案権等）及び第28条（二次的著作物の利用に関する原作者の権利）に規定する権利をいう。）は、全て市に帰属する。

(使用の申請及び承認)

第3条 キャラクターを使用しようとする者（以下「使用者」という。）は、伊達市「だってちゃん」使用申請書（様式第1号）に、次に掲げるものを添えて、市長に申請しなければならない。

(1) デザイン図案、製作しようとする物品の見本その他キャラクターを使用する目的及び用途が分かるもの

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、申請を承認するものとする。

(1) 法令若しくは公序良俗に反し、又はそのおそれがあるとき。

(2) 市の信用及び品位を傷つけ、又は傷つけるおそれがあるとき。

(3) キャラクターのイメージを損ない、又はそのおそれがあるとき。

(4) 特定の個人、団体、政治、思想若しくは宗教を支援するような誤解を与え、又は与えるおそれがあるとき。

(5) 不当な利益を得るために使用し、又はそのおそれがあるとき。

(6) 自己の商標、意匠等として独占的に使用、又は使用するおそれがあるとき。

(7) 市の事業又は市が認めた関連事業を推進する上で支障となるおそれがあるとき。

(8) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認めるとき。

3 市長は、前項の規定により承認の可否を決定したときは、伊達市「だってちゃん」使用承認通知書（様式第2号）又は伊達市「だってちゃん」使用不承認通知書（様式第3号）により、使用者に通知するものとする。

4 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、市長の承認を要しない。ただし、この場合においても、第2項各号のいずれかに該当するときは、キャラクターを使用することはできない。

- (1) 市が使用するとき。
 - (2) 報道機関が報道又は広報の目的で使用するとき。
 - (3) 国又は他の地方公共団体が使用するとき。
 - (4) 個人、団体等が非営利目的で本市の情報発信又は魅力の増進のために使用するとき。
- 5 前項の規定により、市長の承認を要しない場合においても、市長は、使用者に対してキャラクターの使用状況が分かる完成見本等の提出を求めることができる。

(使用料)

第4条 キャラクターの使用料は、無料とする。

(使用期間)

第5条 キャラクターの使用期間は、原則として1年以内とし、次項による場合を除き、伊達市「だってちゃん」使用承認通知書に記載されたとおりとする。

2 市長は、必要に応じ、使用期間を修正することができる。この場合において、修正した使用期間は、伊達市「だってちゃん」使用承認通知書に記載して通知する。

3 前2項の使用期間満了後において、引き続きキャラクターを使用するときは、改めて申請を行い、使用承認を受けなければならない。

(使用方法)

第6条 キャラクターを使用するときは、「伊達市「だってちゃん」」との表記を付するものとする。ただし、同一物品等に複数回キャラクターを使用するときは、最初の使用箇所以外はこの限りでない。

(使用者の遵守事項)

第7条 使用者は、キャラクターを使用するときは、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認された目的及び用途に限りキャラクターを使用し、市長が指示する条件に従うこと。
- (2) キャラクターを使用する権利を譲渡し、又は転貸しないこと。
- (3) 定められたキャラクターの色及び形状を市長の承認なく改変して使用しないこと。
- (4) 市又はキャラクターのイメージを損なう使用をしないこと。
- (5) キャラクターを使用して製作した物品等について、商標登録その他著作物に関する自己の権利の登録をしないこと。

(承認内容の変更等)

第8条 使用者が承認内容を変更しようとするときは、伊達市「だってちゃん」使用内容変更承認申請書（様式第4号）を市長に提出し、その承認を受けな

ればならない。

- 2 市長は、前項の申請に基づき、承認することが適当と認めるときは、伊達市「だってちゃん」使用内容変更承認通知書（様式第5号）を使用者に交付するものとする。
- 3 市長は、使用内容の変更を承認しない場合は、伊達市「だってちゃん」使用内容変更不承認通知書（様式第6号）により、使用者に通知するものとする。
（使用承認の取消し）

第9条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、使用承認を取り消すことができる。

- (1) この要領の規定に違反したとき。
- (2) 使用申請に虚偽又は不正があったとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認めるとき。

2 市長は、前項の規定により使用承認を取り消すときは、伊達市「だってちゃん」使用承認取消通知書（様式第7号）により、使用者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定による使用承認の取消しにより使用者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。

4 第1項の規定による使用承認の取消しにより、第三者に損害賠償、訴訟費用その他の費用が生じたときは、使用者は、当該費用を負担しなければならない。
（損害の賠償等）

第10条 使用者が、キャラクターの使用により市に損害又は損失を与えたときは、市長は、使用者に損害の賠償又は損失の補填を請求することができる。

2 使用者が、キャラクターの使用により他の者に損害又は損失を与えた場合であっても、市長は、その損害の賠償又は損失の補填その他の法律上の責任を一切負わない。

（その他）

第11条 この要領に定めるもののほか、キャラクターを使用する場合の取扱いに関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、公布の日から施行する。